

「セキュリティトークン市場ワーキング・グループ」の設置について

2021年7月2日

セキュリティトークン市場活性化委員会

1. 設置

「セキュリティトークン市場活性化委員会」（以下「委員会」という。）に、セキュリティトークン市場の活性化に向けた課題の整理及び専門の事項を調査、検討を行う「セキュリティトークン市場ワーキング・グループ」（以下「市場WG」という。）を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 市場WGは、会員並びに市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) 市場WGの主査及び副主査は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 委員が市場WGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 市場WGには、オブザーバーを置くことができる。
- (6) 議事の公開その他市場WGの運営については、「『セキュリティトークン市場活性化委員会』の運営について」に準じて行う。

3. 報告

市場WGにおける検討状況等は、適宜、委員会等に報告する。

4. 事務局

市場WGの事務局は、関係機関の協力を得て、一般社団法人日本STO協会が行う。

以 上